（単位：千円）

社会福祉協議会支援費					福祉課
総　額	財　源　内　訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
44,824					44,824

1. 社会福祉協議会運営費事業　450千円

【施策の目的】

地域福祉の推進のため社会福祉協議会運営基盤の整備と充実を図る。

【施策の実施】

職員の研修費や旅費、通信運搬費、コピー機・パソコンのリース料、会議費など、社会福祉協議会運営に関する費用の補助。

2. 社会福祉協議会人件費事業　40,919千円

【施策の目的】

社会福祉協議会事務局の人件費を補助し、地域福祉活動を推進する。

【施策の実施】

人件費補助人数7.83人（会長1、正職員3.83、常勤嘱託1、非常勤嘱託2）

3. ボランティアセンター運営事業　2,846千円

【施策の目的】

ボランティアに関する情報の収集・提供、ボランティアの養成、活動支援、広報啓発、相談受付・コーディネートの実施及びボランティア間の連絡連携を図り、ボランティア活動を推進する。

【施策の実施】

地域ボランティア講座	2回実施　延べ参加者120名
災害ボランティア講座	1回実施　参加者15名
ボランティア登録	団体登録　29団体(会員数696名)　個人登録　219名
相談件数	114件
ボランティア保険加入者数	1,631名
福祉用具貸出数	590件

4. 地域福祉活動計画策定補助金　609千円

【施策の目的】

第2次小郡市地域福祉計画・地域福祉活動計画の期間が令和6年度で終了することに伴い、第3次小郡市地域福祉計画・地域福祉活動計画を社会福祉協議会と合同で策定するもの。

【施策の実施】

令和5年度から6年度にかけて実施した基礎調査（市民意識調査・分野別ヒアリング調査・福祉座談会）の結果をもとに、第3次小郡市地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定した。

【施策の評価】

①前年度との比較や進捗状況

・人件費補助については、人事院勧告に伴い前年度より増額している。

・ボランティア団体登録数は減っているが、会員数は増加している。個人登録は令和6年度に名簿の整理を行った。全体数は減っているが、令和6年度は7名の新規登録者につながった。

・地域福祉活動計画策定補助金を交付し、小郡市地域福祉計画との一体的策定を図ることができた。

②課題や施策を進める上での留意点等

・ボランティア活動については、多くの人にボランティアに興味関心を持ってもらい、活動してもらうため、ボランティア情報センターと連携して進めていく必要がある。また、各種地域活動は、地域の実情や担い手の高齢化等に配慮しながら、無理のない継続可能な活動として進めていく視点を持って、支援していく必要がある。

③今後の見直し点や方針等

・社会福祉協議会は、地域福祉推進の中核を担う団体として、個別の生活支援から地域活動の支援まで、大きな役割を果たしている。住民同士の見守りやボランティア活動の支援を通して、今後も地域のつながりが展開しやすくなるような活動を進めていく。また、各補助事業については継続的に実施していく必要がある。各事業の実施に当っては、必要性の検討や国県の補助金の活用など、効果的、効率的な実施を目指す。

国民健康保険事業特別会計繰出金　　国保年金課

総　額	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
414,518	53,181	170,016			191,321

【施策の目的】

国民健康保険事業を安定的に運営するため、一般会計から経費を繰り出すもの。

【施策額の内訳】

国民健康保険事業繰出金	116,923千円	職員給与等 43,980 出産育児一時金 9,287 財政安定化支援 25,537 事務費 18,038 福祉波及分等 20,081 ・・法定外
保険基盤安定繰出金【保険料(税)軽減分】	191,234千円	(県費 3/4)
保険基盤安定繰出金【保険者支援分】	103,761千円	(国費 1/2、県費 1/4)
未就学児均等割保険料繰出金	1,970千円	(国費 1/2、県費 1/4)
産前産後保険料繰出金	630千円	(国費 1/2、県費 1/4)
合　　計	414,518千円	

【施策の評価】

国民健康保険事業特別会計へ国の基準に基づき法定繰出しを行い、重度障がい者医療費助成等への国庫負担金の減額等に法定外繰出しを行った。事業実施の結果、国民健康保険事業特別会計の令和6年度決算は黒字となっており、国民健康保険事業の安定運営に寄与している。今後も高齢化と医療の高度化により、一人当たりの保険給付費の増加が見込まれており、国民健康保険事業の安定した運営のために本事業を実施していく。

障害福祉サービス費支給事業　　福祉課

総　額	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
1,729,848	864,924	432,462			432,462

【施策の目的】

障がい種別(身体障がい・知的障がい・精神障がい)に関わらず、障がいのある人々が必要とするサービスを一元化し、障がい程度や障がい者個々人の状況に応じてサービスを提供することにより、障がい者の自立支援を図る。

【施策の実施】

(受給者数)　身体障がい者　149 名　　精神障がい者　301 名
　　知的障がい者　242 名　　障がい児　28 名　　難病　4 名

【施策額の内訳】

(施策額)　1,729,619,559 円　(国庫 1/2、県費 1/4)

サービスの種類		延べ人員	施　策　額
介護給付	居宅介護	1,637 名	151,232,136 円
	重度訪問介護	86 名	35,681,100 円
	療養介護	152 名	44,129,430 円
	同行援護	127 名	6,900,628 円
	行動援護	107 名	9,164,516 円
	生活介護	1,858 名	438,182,306 円
	短期入所	293 名	14,280,113 円
	施設入所支援	1,084 名	180,916,520 円
訓練等給付	共同生活援助(グループホーム)	1,169 名	220,738,352 円
	宿泊型自立訓練	0 名	0 円
	自立訓練(機能訓練)	24 名	2,846,448 円
	自立訓練(生活訓練)	119 名	15,958,133 円
	就労移行支援	286 名	49,496,006 円
	就労継続支援A型	1,054 名	173,085,850 円
	就労継続支援B型	2,322 名	328,819,891 円
	就労定着支援	144 名	4,423,091 円
その他	地域移行支援	4 名	193,610 円
	地域定着支援	23 名	629,760 円
	特定障害者特別給付費	2,125 名	20,655,845 円
	計画相談支援給付費	1,826 名	32,285,824 円
合計		14,440 名	1,729,619,559 円

・高額障害福祉サービス費　228,898 円

【施策の評価】
①前年度との比較や進捗状況
障害福祉サービスは、前年度と比較して受給者数、施策費ともに増加している。計画相談支援事業所が不足していたが、少し増えてきている状況である。
②課題や施策を進める上での留意点等
特に自立訓練(生活訓練)、就労継続支援B型のサービス利用者が増加しており、障がい者が地域で生活する際のサービスのニーズが増大していると考えられる。
③今後の見直し点や方針等
今後も引き続き、計画相談支援体制の充実に向けて取り組みを進め、必要なサービスが行き届くよう支援を実施していく。

自立支援医療(更生医療)費支給事業(更生医療給付費) 福祉課

総　額	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
42,941	21,470	10,735			10,736

【施策の目的】
一般医療(治療医学)により治癒した身体障がい者に対して、その日常生活能力又は職業能力を回復若しくは獲得させるため、自立支援医療(更生医療)費を支給し、障がいの除去又は軽減を図る。

【施策の実施】

(給付件数)			(施策額)		
	入院	181 件		入院	2,274,372 円
	通院	2,617 件		通院	40,517,351 円
	訪問看護	19 件		訪問看護	149,009 円
	合計	2,817 件		合計	42,940,732 円

【施策額の内訳】

(国庫 1/2、県費 1/4)

区分	障害部位	延べ件数	施　策　額
入院	音声・言語・そしゃく	1 件	83,181 円
	肢体不自由	2 件	89,060 円
	心臓機能	12 件	498,323 円
	腎臓機能	164 件	1,570,368 円
	免疫機能	2 件	33,440 円
	小　計	181 件	2,274,372 円
通院	音声・言語・そしゃく	12 件	14,910 円
	腎臓機能	2,501 件	33,873,122 円
	肝臓機能	26 件	320,577 円
	免疫機能	78 件	6,308,742 円
	小　計	2,617 件	40,517,351 円
訪問看護		19 件	149,009 円
合　計		2,817 件	42,940,732 円

【施策の評価】
①前年度との比較や進捗状況
全体として件数は減少したが、施策額は増加した。
②課題や施策を進める上での留意点等
自立支援医療(更生医療)受給者について、年に1回の再認定や、保険変更・入通院の変更があった場合の変更申請手続きを迅速に行うことで、受給者の負担軽減を図っている。
③今後の見直し点や方針等
今後も医療機関と連携し、窓口での周知に努め、円滑な制度利用を促進していく。

身体障害者・児補装具費支給事業(補装具給付費) 福祉課

総　額	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
13,329	6,664	3,332			3,333

【施策の目的】
体の一部の欠損や機能障がいによる能力低下を補装具の使用により補い、身体障がい者(児)の社会復帰若しくは社会参加の促進を図る。

【施策の実施】

(決定件数)			(施策額)		
	交付	64 件		交付	10,147,331 円
	修理	49 件		修理	3,181,688 円
	合計	113 件		合計	13,329,019 円

【施策額の内訳】　（国庫 1/2、県費 1/4）

区分	交　付		修　理	
	件数	施 策 額	件数	施 策 額
視 覚	11 件	279,459 円	0 件	0 円
聴 覚	25 件	1,863,830 円	14 件	268,574 円
肢 体	28 件	8,004,042 円	35 件	2,913,114 円
合 計	64 件	10,147,331 円	49 件	3,181,688 円

【施策の評価】

①前年度との比較や進捗状況

前年度より交付件数は減少、修理件数は増加した。

②課題や施策を進める上での留意点等

18歳以上の方の申請については、更生相談所による判定を要するものもあるため、円滑な事務手続きに努める。

③今後の見直し点や方針等

今後も引き続き、障がい者（児）の日常生活の効率の向上のために必要であるので給付を実施していく。

相談支援事業（地域生活支援事業費）　**福祉課**

総　額	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
41,916	3,275	1,637			37,004

【施策の目的】

在宅生活を送る障がい者（児）に対し、福祉サービスの利用に係る相談・援助や社会資源の活用や社会生活の質を高めるための支援、介護相談及び情報提供等を行い、障がい者（児）の自立した生活を支援する。

【施策の実施及び施策額の内訳】

○（相談支援事業）

委託先　　特定非営利活動法人　サポネットおごおり

施策額　　41,916,000 円　（国庫 1/2以内、県費 1/4以内）

（事業実施内容）

相談支援事業	電話・メール相談	5,870 件	来所相談	483 件	
	訪問	746 件	同行	421 件	
	個別支援会議	56 件	関係機関	571 件	合計　8,147 件

		実施回数	利用者数
生活支援活動	オープンスペースの提供	－	3,458 名
	イベント等	22 回	312 名

		実施回数
自立支援協議会運営	全体会	2 回
	運営会議	13 回
	ネットワーク会議	1 回
	ワーキングチーム会議	15 回
	学校教育連絡会	1 回
	その他会議	8 回

【施策の評価】

①前年度との比較や進捗状況

相談支援事業は、前年度に比べ相談件数は増加している。障がい児・者等の仲間との交流の場であるオープンスペースは、前年度より延べ128名利用者が減少しているが、生活支援活動のイベント等を昨年度と同程度開催できており、参加者は増加している。

②課題や施策を進める上での留意点等

多くの事業所が参画する自立支援協議会のネットワーク会議の内容について、運営会議で協議し、より充実させていく必要がある。

③今後の見直し点や方針等

地域共生社会の実現に向け、障がい児・者が地域の中で安心して生活し、活躍できるように理解促進を図る。また、障がい児・者及び保護者等への効果的な情報発信について、関係団体と協議・検討を行う。

日常生活用具給付費支給事業（地域生活支援事業費）　福祉課

総　額	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
14,662	4,348	2,174			8,140

【施策の目的】
在宅の障がい者（児）に日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図り、福祉の向上に資することを目的とする。

【施策の実施】
（給付件数）　1,364 件

【施策額の内訳】
（施策額）　14,662,069 円　（国庫 1/2以内、県費 1/4以内）

区　分	件数	施 策 額
介護・訓練支援用具	6 件	307,670 円
自立生活支援用具	7 件	282,302 円
在宅療養支援用具	7 件	467,720 円
情報・意思疎通支援用具	30 件	1,454,970 円
排泄管理支援用具	1,314 件	12,149,407 円
住宅改修費	0 件	0 円
合　計	1,364 件	14,662,069 円

【施策の評価】
①前年度との比較や進捗状況
前年度と比較し、件数は増加したが、施策額は減少した。
②課題や施策を進める上での留意点等
日常生活の利便性が向上することで、自立生活の促進や、家族の負担軽減等が図られている。
③今後の見直し点や方針等
今後も施策の充実に努め、必要な方に情報が届くように周知し、継続して事業を行っていく。

地域生活支援拠点等事業（地域生活支援事業費）　福祉課

総　額	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
3,872	1,148	574			2,150

【施策の目的】
障がい者及び障がい児の高齢化、重度化又は「親亡き後」を見据え、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するため、地域支援のための拠点の整備及び地域の事業所が機能を分担して面的な支援を行う体制等の整備を推進し、障がい者等の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の整備を図る。

【施策の実施及び施策額の内訳】
委託先　特定非営利活動法人　サポネットおごおり
施策額　3,872,000 円　（国庫 1/2以内、県費 1/4以内）

（事業実施内容）
緊急時にコーディネーターが障がい者児の受け入れ施設の調整等を行い、地域での生活へ戻るためのサービス利用案内等、暮らしをサポートする体制づくりを支援する。

項目	実数	延べ件数
生活相談支援	7 名	56 件
緊急一時保護（緊急時受け入れ・対応）	1 名	5 日間

緊急一時保護に関する協定締結事業所数　5 件

【施策の評価】
①前年度との比較や進捗状況
今年度は緊急一時保護希望者の事前届出は3件あり合計で登録者数は26名となっており、1名5日間の緊急時対応を行った。
②課題や施策を進める上での留意点等
障害福祉サービスの利用等も併せて進めながら、円滑に事業実施できるよう関係者間で協議していく。
③今後の見直し点や方針等
地域生活支援拠点における5つの機能のうち、生活相談支援・緊急一時保護の整備のみ完了しているが、その他の機能についても、少しずつ取り組んでいるが、整備中である。
関係機関と連携しながら、緊急時に円滑に支援を行えるよう助言・提案を行っていく。また、地域の協力・理解を求め、地域の体制づくりを目指し、拠点機能の充実を図る。

福祉タクシー利用助成事業費　　福祉課

総　額	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
4,738				4,738	

【施策の目的】
心身に重度の障がいを有する者に対し、タクシー料金の一部（基本料金分）を助成することにより、その経済的負担の軽減と社会活動の範囲の拡大を図り、福祉の向上を図る。

【施策の実施】
（対象者数）　1,072 名　（使用枚数）　6,892 枚
（交付者数）　459 名　（一人平均使用枚数）　15.0 枚
（交付枚数）　22,340 枚　（全部使用者数）　36 名

【施策額の内訳】
・福祉タクシー利用券助成事業費　4,612,320 円
※平成26年度から人工透析を受けている方（次項表中、じん臓（再掲）欄に記載の方）を対象に、交付枚数上限を48枚から96枚に拡充。

区分	対象者数	交付者数	交付枚数	使用枚数	一人平均使用枚数	全部使用者数	助成金額
合計	1,072 名	459 名	22,340 枚	6,892 枚	15.0 枚	36 名	4,612,320 円
じん臓（再掲）	134 名	70 名	6,056 枚	1,329 枚	19.0 枚	2 名	952,410 円

・印刷製本費　125,400 円

①前年度との比較や進捗状況
交付者数はやや増加しているが、使用枚数の減少に伴い、一人当たりの平均使用枚数はやや減少している。
②課題や施策を進める上での留意点等
新規に対象となる手帳所持者に対し案内を行い、支援が必要な方への周知を図っていく。
③今後の見直し点や方針等
引き続き、重度障がい者の社会活動に係る経済的負担の軽減のため支援を継続する。

障害児施設給付費支給事業　　福祉課

総　額	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
791,442	395,467	197,733			198,242

【施策の目的】
在宅の障がいがある児童が必要とするサービスを障がい状況や生活状況に応じて提供し、児童の健やかな育成を図る。

【施策の実施】
受給者数　507 名

【施策額の内訳】
・障害児施設給付費　790,935,494 円　（国庫 1/2、県費 1/4）

	延べ人員	施　策　額
障害児相談支援	1,469 名	28,444,838 円
児童発達支援	1,820 名	215,779,525 円
放課後等デイサービス	5,387 名	537,314,100 円
保育所等訪問支援	249 名	9,196,151 円
居宅訪問型児童発達支援	0 名	0 円
高額障害児通所給付費	68 名	200,880 円
合　　計	8,993 名	790,935,494 円

・児童発達支援アセスメント等委託料　507,000 円

【施策の評価】
①前年度との比較や進捗状況
前年度と比較し、受給者数は69名増加し、施策額は18％増加している。
②課題や施策を進める上での留意点等
特に放課後等デイサービスにおいて受給件数が増加している。受給件数の増加に伴い、相談支援における計画作成・モニタリングの支援の必要件数が増加し、支援体制がひっ迫している。
③今後の見直し点や方針等
地域の相談支援体制の充実を図るための検討を行い、在宅の障がい児の発達・育成及び日中活動の場の確保のため、引き続き支援を継続する。

人権啓発事業					人権・同和対策課
総　額	財　源　内　訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
2,408		1,227			1,181

【施策の目的】

講演会の開催、啓発物品や啓発冊子等を作成、配布等を行うことにより人権尊重の理念を普及し、理解を深めることを目的とする。

【施策の実施】

講演会	参加者数	開催内容
人権週間記念講演会	307名	(開催日)12月8日(日) (講　師)木村　草太さん (演　題)『差別されない権利』
人権センター公開講座	122名	(開催日)9月26日(木) (講　師)吉岡　綾さん (演　題)「今ここにある部落差別　～差別を許さない生き方を選ぶことができるように～」
	68名	(開催日)2月19日(水) (講　師)永遠瑠　マリールイズさん (演　題)「大切なもの　命・平和・教育　～子どもたちの未来のために～」
二タ集会所 周辺啓発講演会	50名	(開催日)11月15日(金) (講　師)香月　浩さん(小郡市人権教育啓発センター所長) (演　題)「一人ひとりを大切にする教育から　人権のまち小郡へ」
下岩田市民館 周辺啓発講演会	33名	(開催日)11月16日(土) (講　師)武末　龍泰さん　(久留米市人権問題講師団講師) (演　題)人権コンサート「気づきが自分を築く」
若山教育集会所 周辺啓発講演会	31名	(開催日)11月29日(金) (講　師)武末　龍泰さん　(久留米市人権問題講師団講師) (演　題)人権コンサート「気づきが自分を築く」
大崎市民館 周辺啓発講演会	56名	(開催日)1月30日(木) (講　師)谷口　研二さん(福岡県人権啓発情報センター館長) (演　題)「人権・部落問題を『今・ここ・自分事』にするために」

啓発物品・啓発冊子等		作成・購入	配布・設置場所
同和問題啓発強調月間啓発物品		3,000個	市内公共施設等
人権週間啓発物品		600個	市内公共施設等
人権カレンダー		900部	市内公共施設等
人権センター通信41号		23,500部	市内全戸及び公共施設等
人権センター通信42号		23,500部	市内全戸及び公共施設等
隣保館・集会所啓発冊子「よあけ第41号」		24,000部	市内全戸及び公共施設等
同和問題啓発強調月間啓発用横断幕		2枚	市内公共施設等
人権学習教材購入	視聴覚教材	3本	人権センター情報室及び隣保館・集会所
	図書	36冊	

【施策額の内訳】 （単位:円）

内　訳	金 額	備　考
報償費	42,000	人権週間記念講演会 手話、要約筆記奉仕員謝金
	5,000	人権週間記念講演会 報償品
	230,000	人権センター公開講座 講師謝金
	20,000	人権センター公開講座 手話奉仕員謝金
	80,000	隣保館・集会所周辺啓発講演会 講師謝金
	32,000	隣保館・集会所周辺啓発講演会 手話奉仕員謝金
需用費	198,000	同和問題啓発強調月間 啓発物品
	66,000	人権週間 啓発物品
	7,340	人権週間記念講演会 講師等お茶等
	1,091	人権センター公開講座 講師等お茶等
	2,487	隣保館・集会所周辺啓発講演会 講師等お茶等
	139,590	人権カレンダー
	69,392	人権週間記念講演会 ポスター・チラシ
	182,759	人権センター通信41号,42号
	559,680	よあけ第41号
委託料	450,000	人権週間記念講演会講師業務委託料
備品購入費	61,600	啓発用横断幕
	194,062	視聴覚教材
	67,061	図書
合　計	2,408,062	

【施策の評価】

人権週間記念講演会では、「差別とは何か」「差別はなぜ起こるのか」「差別をなくすためには何をすべきなのか」と差別の起因等について講話があり、参加者の人権意識の高揚を図ることができた。前期の人権センター公開講座では、講師の被差別の実体験が語られ、受講者に差別の現実を気付かせる機会を提供することができた。後期の人権センター公開講座では講師の出身地ルワンダ国について講話があり、平和と教育の大切さについて受講者に伝えることができた。

「人権センター通信」や「よあけ」などの啓発冊子では、平和や性の多様性などの各人権問題、また、隣保館・集会所の役割や取組み、部落差別解消推進法や小郡市インターネット上の人権侵害の防止等に関する条例などの法令について啓発を行うことができた。さらには、様々な人権課題をテーマとした視聴覚教材（DVD）や図書を購入し、個人や学校、各団体の人権学習教材として貸出しを行うことによって人権啓発を推進することができた。

今後も引き続き、関係法令や小郡市人権教育・啓発基本計画等に基づき、人権のテーマや啓発・周知方法などを検討しながら、市民の人権意識を高め、差別のない小郡の確立を図るための啓発活動を推進していく。

同和対策推進費補助事業 人権・同和対策課

総　額	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
2,551					2,551

【施策の目的】

団体の差別をなくすための活動を支援し、同和問題の早期解決を図る。

【施策額の内訳】

同和対策推進費補助金　　2,551千円

【施策の評価】

地区住民自ら生活の安定や教育の向上等に対する取組みを実施し、各地で行われる研修会に参加したり、内部で学習会を開催したりするなど同和問題の早期解決に向けた一助になっている。なお、執行していない補助金は返還している。

同和研修補助事業 人権・同和対策課

総　額	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
1,700					1,700

【施策の目的】

団体の差別をなくすための活動を支援し、同和問題の早期解決を図る。

【施策額の内訳】

同和研修補助金　　1,700千円

【施策の評価】

啓発・研修等の活動をとおして、同和問題の早期解決に向けた一助となっている。

人権教育啓発センター照明器具改修工事　　人権・同和対策課

総　額	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
7,430			6,600		830

【施策の目的】
LED照明を導入することにより、利用者に快適な環境を提供するとともに省エネルギー化を図る。

【施策の実施】
施設照明を全てLED照明にする。
・1階（大会議室、玄関ホール、廊下、事務室、トイレ、給湯室、情報室）
・2階（第一小会議室、第二小会議室、階段、廊下、トイレ、倉庫、展示室、和室、給湯室）

【施策額の内訳】
工事請負費　　7,430千円

【施策の評価】
故障した照明器具のみを改修するより、一度に改修作業を行う方が費用削減でき、施策目的を効率的に果たせた。

成年後見制度利用促進体制整備推進事業　　長寿支援課

総　額	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
5,042	1,300				3,742

【施策の目的】
認知症、知的障がい及び精神障がい等により判断能力が十分でない人の権利や財産を守り生活を支援することを目的に、成年後見制度の周知・啓発、相談支援、申立支援などを行う。

【国庫支出金の内訳】
生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 1，300千円

【施策の実施】
成年後見に関する中核機関として、小郡市成年後見支援センターを小郡市社会福祉協議会に委託し設置した。
チラシ・パンフレットの作成、講演会の開催等による成年後見制度の周知・啓発、窓口での相談受付や、病院や施設への訪問によるアウトリーチ支援、申立の支援などを行った。

【施策額の内容】
成年後見支援センター運営委託　　5,041,467円

【施策の評価】
成年後見制度に関する中核機関として小郡市成年後見支援センターを設置することで、制度の周知・啓発や利用の支援を積極的に行うことができた。
高齢化が進展することに伴い、成年後見制度が必要な方が増えることが予想されるので、講演会の回数を増やすなどにより周知に力を入れると同時に、国の施策の動向や成年後見制度の法改正の動きに注視しながら事業を継続していく。

高齢者社会活動支援センター管理費　　長寿支援課

総　額	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
5,446				140	5,306

【施策の目的】
高齢者が持つ技能、技術、趣味及び特技を活かすことで、地域社会に貢献し、期待される住民となること及び高齢者自身が生きがいを創出するための拠点作りとして、高齢者社会活動支援センターを設置する。

【指定管理者】
○ 公益社団法人　小郡大刀洗広域シルバー人材センター（R6～R8）

【施策額の内容】
○ 管理委託料　　5,446,385　円

（その他財源内訳）

太陽光発電売電収入	0 円
センター使用料	67,600 円
行政財産使用料	72,799 円
合計	140,399 円

【施策の評価】
高齢者の生きがい対策・社会参加の促進拠点である「高齢者社会活動支援センター」を、シルバー人材センターが管理・運営する事で、組織として効率的な運営が図られている。指定管理の委託は3年毎に行っており、令和6～8年度の3年間を委託期間としている。
また、高齢者の趣味や技術を活かす場所を提供することにより、高齢者の社会活動の活性化へ繋げることができた。

シルバー人材センター支援費 長寿支援課

総　額	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
23,318				9,698	13,620

【施策の目的】
概ね60歳以上の高齢者で定年退職後などの余暇を利用し、臨時的かつ短期的な就労を希望する人に就業の機会を確保し、高齢者の生きがいの充実・社会参加の推進を図ることにより、高齢者の能力を活かした活力ある地域社会づくりに寄与する。

【施策の実施】
シルバー人材センターは、企業や行政機関及び一般家庭等を対象に、人材派遣や植木の剪定・除草・屋内清掃・家事サービスなどを行っているほか、軽度生活援助事業等の高齢者福祉事業を実施している。

【施策額の内容】
○ 福岡県シルバー人材センター連合会負担金　210,000 円
○ 全国シルバー人材センター事業協会負担金　50,000 円
○ シルバー人材センター補助金　23,058,000 円
合計　23,318,000 円

【施策の評価】
シルバー人材センターの事業運営を支援することで、高齢者の生きがい対策、社会参加の促進、社会活動の活性化へつなげることができた。
一方、定年延長等の影響により、新規会員の加入が伸び悩み会員数が減少傾向にある。令和5年度には市広報に特集記事を掲載してシルバー人材センターの周知を図ったが、令和6年度においては同様のことは行っていないため、広報掲載を含め新規会員獲得に向けた取組を検討する必要がある。

敬老祝金（敬老事業費） 長寿支援課

総　額	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
557					557

【施策の目的】
多年にわたり社会の進展に寄与してきた高齢者に対し、敬老祝金を支給することによって敬意を表し、その福祉の増進を図る。

【施策の実施】
満100歳の年齢に到達し、かつ令和6年4月1日～令和6年8月1日まで引き続き小郡市の住民基本台帳に登録された人に対し、敬老祝金の支給を行った。

【施策額の内容】
○ 敬老祝金

	金　額	支給者数	支給金額
満100歳	20,000 円	26 人	520,000 円

○ 消耗品費(賞状額縁)　29,315 円
○ 筆耕料　7,462 円
合計　556,777 円

【施策の評価】
令和6年度は自宅や施設に訪問し、直接お会いして敬老記念品を贈呈した。また、在宅の8名の方には、市長が訪問し広報に掲載して周知を行った。100歳を迎えても元気で自分らしく暮らす高齢者を紹介することで、市民に対し、敬老意識の啓発につなげることができた。

敬老事業補助金（敬老事業費）　長寿支援課

総　額	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
7,102					7,102

【施策の目的】
多年にわたり社会の進展に寄与してきた高齢者に対し敬意を表するため、敬老会等の敬老事業を実施する自治会等に対し補助を行い、地域福祉活動の促進を図る。

【施策の実施】
各自治会又は校区毎に、居住する75歳以上の高齢者に対し、敬老事業を実施する団体に補助を行う。
○ 補助対象　各自治会又は校区
○ 補助金額　1自治会（20,000円＋対象者数×600円）
○ 対象者数　9,770人（R6.4.1時点で住民票があり、R6.9.1までに75歳以上になる方）
○ 実施状況　敬老会開催：25区
記念品配布：52区（うち15区は敬老会も開催）

【施策額の内容】
○ 補助金

20,000	円	×	62	区	＝	1,240,000	円
600	円	×	9,770	人	＝	5,862,000	円
補助金精算等による減額					＝	0	円
合計						7,102,000	円

【施策の評価】
自治会等により敬老会の実施、記念品の配布、またはその両方が行われ、高齢者の長寿を祝福することができた。
敬老会等の実施については、高齢者に対して敬意を表するだけでなく、自治会等においては現在の高齢者の実態把握につながるものであったり、また高齢者同士の交流の場にもなるといった重要な面もあり、今後も事業の継続を図っていく。

老人クラブ育成費　長寿支援課

総　額	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
1,911		946			965

【施策の目的】
高齢者が持つ豊かな人生経験や活動力を発揮する場である市老人クラブ連合会を支援することで、地域の高齢者の活躍の場の提供、生きがいづくりを行う。また、会員同士の交流による仲間づくりにもつなげる。

【施策の実施】
○ 市老人クラブ連合会及び単位老人クラブの育成
○ 高齢者ネットワークの推進

【施策額の内容】
○ 老人クラブの育成事業

・ 単位老人クラブ助成	791,000 円	17クラブ 、会員数891名
・ 老人クラブ連合会助成	619,000 円	
・ 老人クラブ連合会事務助成	316,800 円	
○ 高齢者健康事業助成	111,500 円	
○ 高齢者ネットワークの推進	72,400 円	
合計	1,910,700 円	

【施策の評価】
老人クラブ活動により、高齢者が健康維持、生きがいづくり活動等へ参加する機会を得て、地域社会との活発な交流を促進することができている。
令和6年度も、連合会の会員数は減少しており、会員の高齢化や役員の担い手不足等の課題も未解決のままであるが、連合会で行われる行事等へ参加することで他の単位クラブの会員との交流や介護予防、生きがいづくりにもなっており、今後も継続して支援を図っていく。

生きがい活動支援通所事業（生きがいデイサービス）（在宅老人対策費）　長寿支援課

総　額	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
792					792

【施策の目的】
家に閉じこもりがちな高齢者、要介護状態になる恐れのある高齢者に対し、通所によるデイサービスを提供することにより、社会的孤独感の解消、自立生活の助長及び要介護状態になることの予防を図る。

【施策の実施】

○ 利用対象者

65歳以上の在宅の高齢者で、介護保険の認定を受けていない方や自立と判定された方で、家に閉じこもりがちでサービスの利用の必要性が認められる方。

○ サービスの内容

日常動作訓練から趣味活動などの各種事業を実施、給食・入浴サービス提供

	利用者負担額	制限等
各施設のデイサービス	1回1,660円	おおむね1週間に1回 (1か月に4回まで)

○ 委託業者名

社会福祉法人　長生会　（デイサービスセンター　美鈴ケ丘）
社会福祉法人　長生会　（デイサービスセンター　ふくせんの郷）
社会福祉法人　青壽会　（デイサービスセンター　青壽苑）
株式会社　大切　（デイサービスセンター　陽なた）
NPO法人　ウェルフェアみくに野　（福寿荘デイサービス）

【施策額の内容】

○ 生きがい活動支援通所事業扶助費　（単位:回、円）

	利用者延回数	支払単価	支払額
デイサービスセンター　美鈴ケ丘	133	1,940	258,020
デイサービスセンター　ふくせんの郷	236		457,840
デイサービスセンター　青壽苑	39		75,660
デイサービスセンター　陽なた	0		0
福寿荘デイサービス	0		0
合　計	408		791,520

【施策の評価】

介護認定を受けていない高齢者の介護予防の一環として、運動、外出の機会の提供を行った。高齢者の中には運動の機会がなく閉じこもりがちになる方も多くいるため、それらを解消するための一助となっている。

また、デイサービスを提供することにより、社会的孤独感の解消や自立生活の支援及び要介護状態になることの予防を図ることができた。

軽度生活援助サービス事業（在宅老人対策費）　**長寿支援課**

総　額	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
1,137					1,137

【施策の実施】

○ 利用対象者

在宅の概ね65歳以上の一人暮らし、若しくは、高齢者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する高齢者であって、日常生活上の援助が必要な方

○ 事業実施者 小郡大刀洗広域シルバー人材センター　（単位:円）

		利用回数制限	費用	個人負担	市負担
1	家屋整頓	月2回、1回2時間	1,063	300	763
2	草取り	年2回、1回6時間	1,144	300	844
3	庭木手入れ	年2回、1回6時間	1,483	300	1,183

【施策額の内容】　（単位:件、時間、円）

		利用件数	利用時間	支払単価	支払額
1	家屋整頓	256	463.75	763	353,838
2	草取り	59	348	844	293,712
3	庭木手入れ	69	414	1,183	489,762
合　計		384	1,226		1,137,312

（小数点以下切り捨て）

【施策の評価】

軽度生活援助を実施することで、独居高齢者や高齢者のみの世帯における在宅での自立支援の充実を図ることができた。シルバー人材センターの担い手不足の課題もあり、次年度以降の委託先の変更について検討したが、単価が3倍以上になるため困難であった。今後も事業継続のため、事業内容の見直しも含めて検討していく。

老人保護措置事業　　長寿支援課

総　額	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
96,645				15,949	80,696

【施策の目的】

65歳以上の高齢者であって、環境上の問題があるために自宅において日常生活を営むことが困難な方に対して、その問題について総合的に勘案して、養護老人ホームへの入所措置を行うもの。

【施策の実施】

○ 利用対象者

65歳以上の高齢者であって、環境上の理由により自宅において生活することが困難な方や住宅に困窮している方で、住民税の所得割が課されていない等、生活に困窮している方。

○ 入所費用

入所の費用は、入所者の所得に応じて負担する。
なお、扶養義務者がいる場合は、扶養義務者も課税状況に応じて負担がある。

【施策額の内容】　　（単位：人、月、円）

	所在地	人数	延月数	措置費
小郡池月苑	小郡市	33	361	78,090,973
双葉老人ホーム	太宰府市	1	12	2,272,019
うきは老人ホーム	うきは市	1	12	2,377,104
田尻苑	福岡市	1	12	3,832,896
寿楽園	佐賀県基山町	2	17	3,743,451
寿光園	筑紫野市	3	27	6,328,080
合　計		41	441	96,644,523

【施策の評価】

生活上の支援や緊急対応が必要な要配慮高齢者を入所させることで、安定した生活を維持することにつながった。
令和6年度は、国が示す支弁額の見直しを行ったことにより、措置費が前年度に比べ増加した。
引き続き、自宅で生活することが困難な高齢者に対して入所措置を行っていく。

介護保険事業特別会計繰出金　　長寿支援課

総　額	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
711,889		29,358		4,952	677,579

【施策の目的】

介護保険事業を安定的に運営するため、一般会計から経費を繰り出すもの。

【施策額の内訳】

介護給付費繰出金	533,397	千円
地域支援事業繰出金（介護予防事業）	23,945	千円
地域支援事業繰出金（包括的・任意事業）	18,219	千円
職員給与繰出金	42,129	千円
事務費繰出金	55,127	千円
低所得者保険料軽減繰出金	39,072	千円
合　計	711,889	千円

【施策の評価】

介護保険事業の安定運営に寄与するもので、国の基準に基づき、介護保険事業特別会計に対する繰出しを行っている。

一般介護予防事業　　長寿支援課

総　額	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
2,618	655	327		707	929

【施策の目的】

活動的な状態にある高齢者が生きがいをもって活動的に暮らすことを地域全体で支援し、生活機能の維持・向上を図ることを目的とする。

【施策の実施】

65歳以上高齢者を対象に、地域の高齢者サロンの運営にあたる協力員を養成するための講座を実施した。
また、地域住民が主体となって行う通いの場を支援するため、事業の実施・運営にかかる費用を補助する補助金の交付や、健康に関する意識啓発のために、日頃の運動等でポイントが付与されるおごおり健康・介護予防ポイント事業を実施した。

【施策額の内訳】 (単位:千円)

事　業　名	実施回数	参加者	支払額
サロン推進員養成講座	8 回	20 人	352
地域介護予防活動支援事業(住民主体)		633人	1,099
おごおり健康・介護予防ポイント事業		※　389人	1,167
合　　計			2,618

※5,000ポイント以上貯めて景品を応募した65歳以上の人数

【施策の評価】

令和6年度はおごおり健康・介護予防ポイント事業の対象事業を拡充し、多くの方に参加していただいた。今後も、高齢者が楽しみながら介護予防ができるように取り組んでいく。
また、地域の高齢者サロンの運営にあたる推進員を養成するための講座には延べ128人が参加していただいた。今後も、住民主体の介護予防に向けた地域づくりをするよう取り組んでいく。

※R6年度より、介護保険事業特別会計「一般介護予防事業」から一部一般会計へ移行

包括的支援事業　　長寿支援課

総　額	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
64,445	24,811	12,405			27,229

【施策の目的】

高齢者をはじめとする地域住民の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防を進める地域包括支援センターの運営管理を円滑に行うことを目的とする。

【施策の実施】

総合相談事業＋その他	1,316 件
権利擁護事業	44 件
包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	55 件
合　　計	1,415 件

【施策額の内訳】 (単位:千円)

地域包括支援センター運営費	3,477
3地区地域包括支援センター運営業務委託料	60,152
権利擁護事業	803
包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	13
合　　計	64,445

【施策の評価】

基幹包括支援センターを直営により1か所、市内を3つの地区に分け各地区ごとに民間委託による地域包括支援センター3か所を設置している。
相談件数は前年度より244件増加している。相談件数は年々増加しており、また相談内容は複雑化しており丁寧に対応を行った。
各地域包括支援センターで『包括だより』を作成し、地域住民への周知活動を行った。高齢者及び家族が「地域包括支援センター」に気軽に相談できるよう、継続して取り組んでいく。
複合的な課題を持つ相談や困難事例が増える中で、基幹包括を中心に各センター間で連携しながら、また認知症支援施策や在宅介護医療連携施策と連動しながら、支援体制の構築に取り組んでいく必要がある。

※R6年度より、介護保険事業特別会計「包括的支援事業」から一部一般会計へ移行

生活支援体制整備事業　　長寿支援課

総　額	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
37,238	14,337	7,168		8,564	7,169

【施策の目的】

住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活を継続していくために必要となる、ボランティアや地縁組織、社会福祉法人、介護サービス事業所、民間企業などの地域の様々な主体と連携しながら、日常生活上の支援体制の充実及び高齢者の社会参加の推進を図って行くことを目的とする。

【施策の実施】

第1層（市全域）の生活支援コーディネーター（専従）を1名ずつ長寿支援課及び社会福祉協議会（委託）に配置し、地域資源一覧表・マップの作成や住民主体の通いの場の創出支援、インフォーマルサービスの紹介等を行った。

第2層（日常生活圏域）として小学校区ごとに設置されている校区コミュニティセンターに生活支援コーディネーターの機能を持たせ、校区コミュニティセンターを中心に様々なテーマで介護予防教室等の企画、開催をするとともに、介護予防ポイント事業でも連携し取り組んだ。

また、地域で活躍いただく人材を養成するため、地域支え合い推進員養成講座を実施し、新規の推進員確保を行った。

【施策額の内訳】　（単位：千円）

・会計年度任用職員（月額）報酬等	34,223	（コミュニティ推進課分を含む）
・社会福祉協議会業務委託料	3,000	
・その他事務費	15	
	37,238	

【施策の評価】

市及び社会福祉協議会に生活支援コーディネーターを配置し、コーディネーターの連携による事業の実施が出来た。また、把握した地域資源をまとめた「ささえ愛おごおり生活ガイド帳」を更新した。今後も、校区コミュニティセンター職員や地域支え合い推進員養成講座の参加者、地域の多様な主体と更なる連携を取りながら、体制の充実を図っていく。

※R6年度より、介護保険事業特別会計から一般会計へ移行

高齢者医療対策事業　　**国保年金課**

総　額	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
1,317				405	912

鍼灸助成事業　　1,317千円

【施策の目的】

後期高齢者医療被保険者の健康保持増進に資する。

【施策の実施】

支給対象者数　令和6年度　被保険者数　9,741人（年度平均）
利用限度　　60回/年
市補助　　1,200円/回(令和元年度～)

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
助成券交付数	138件	116件	107件	115件
年間利用件数	1,219件	901件	978件	1,050件
支払額	1,462,800円	1,081,200円	1,173,600円	1,260,000円

【施策額の内訳】

・扶助費　1,260千円　　・印刷製本費　57千円

【施策の評価】

助成券交付数は、年間利用件数とともに、前年度より増加した。一定数のニーズがあり被保険者の健康保持や自立した生活の継続に寄与していると考えている。

重度障がい者医療費助成事業　　**国保年金課**

総　額	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
144,493		53,559		20,062	70,872

【施策の目的】

重度障がいのある方が、医療機関で要した医療費の一部を公費で負担することにより、保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

【施策の実施】　（単位：人、円）

年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受給者数		1,048	1,014	992	998
施策額		125,027,522	134,799,221	137,766,107	144,492,738
内訳	県費	49,766,000	58,060,520	51,425,000	53,559,000
	高額療養費	19,786,730	25,966,305	28,150,626	20,061,592
	一般財源	55,474,792	50,772,396	58,190,481	70,872,146

【施策の評価】
受給者数は、前年度より6名増となり、施策額についても前年度より増加した。令和6年度も重度障がいのある方へ例年通り医療費の助成を行うことができた。今後も引き続き、保健の向上と福祉の増進に向けて事業を展開していく。

後期高齢者医療事業費　　国保年金課

総　額	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
1,043,950		143,949			900,001

1. 後期高齢者医療対策事業　821,391千円

【施策の目的】
後期高齢者医療制度は、都道府県単位の広域連合が保険者であり、実質療養給付費の1/12が市町村負担分となる。

【施策の実施】
広域連合療養給付費負担金（令和6年3月から令和7年2月までの医療費×1/12）

（単位：千円、人）

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
負担金 a	710,682	704,975	732,973	774,532	821,391
療養給付費（a×12）	8,528,184	8,459,700	8,795,676	9,294,384	9,856,692
被保険者数（年度平均）	8,607	8,731	9,092	9,427	9,741
増減率	2.0%	1.4%	4.1%	3.7%	3.3%

2. 後期高齢者医療特別会計繰出金　222,559千円

【施策の目的】
後期高齢者医療制度の実施に必要な事務費（広域連合・市）等を特別会計へ繰り出す。
保険基盤安定繰出金は、低所得者の保険料軽減分であり、県が3/4、市が1/4負担する。

【施策額の内訳】

事務費繰出金	30,627,514円	広域連合事務費負担金分 25,501,343円 市事務費分 5,126,171円 （保険料軽減分　県:3/4　市:1/4）
保険基盤安定繰出金	191,931,434円	
合　計	222,558,948円	

【施策の評価】
令和4年度以降、団塊の世代が75歳以上の高齢者となる中、被保険者数が増加し、事業費は年々増加している。療養給付費の1/12を負担し、必要な事務費や低所得者の保険料軽減分を特別会計に繰り出しすることで、後期高齢者医療制度の安定した運営に寄与することができた。事務費については、郵便料金の改定や公金取扱い手数料の有償化などもあり増加している。今後も後期高齢者医療制度の安定した運営のために本事業を実施していく。

非課税世帯等重点支援給付金事業　　福祉課

総　額	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
5,896	5,180				716

※一般財源（716千円）のうち、前年度に収入した地方創生臨時交付金716千円

【施策の目的】
エネルギー・食料品価格の物価高騰の影響受け、さまざまな困難に直面した人へ速やかに生活・暮らしの支援を行うため、住民税非課税世帯等に対し、1世帯あたり7万円を給付するもの（3万円給付金への追加的給付）。

【国庫支出金の内訳】
地方創生臨時交付金　5,180千円

【施策の実施】
（支給対象者）
・令和5年度分の住民税均等割が課税されていない世帯
※ ただし、住民税均等割が課税されている人の扶養親族等のみで構成される世帯は対象外
（支給金額）1世帯につき7万円
（申請受付期間）令和5年12月20日～令和6年5月31日
（支給世帯数）住民税均等割非課税世帯　令和6年度74世帯（令和5年度5,537世帯、合計5,611世帯）

【施策額の内訳】（国庫補助10/10）

給付金	5,180千円	70,000円×74世帯
事務費	716千円	需用費、役務費、委託料
計	5,896千円	

【施策の評価】
①前年度との比較や進捗状況
・価格高騰重点支援給付金事業に追加的に給付金を給付する事業。令和5年度からの継続事業であり、速やかに実施することができた。
②課題や施策を進める上での留意点等
・例年類似事業を実施しているが、突発的に発生する事業であり、スケジュール管理や作業工程に注意する必要がある。
・給付を受けるためには、プッシュでの給付または申請手続きが必要であり、周知や申請勧奨に留意していく必要がある。
③今後の見直し点や方針等
・令和7年度の給付金事業にノウハウを活用し、適正に事務を実施していく。
・書類不備による事務作業削減のため、分かりやすい確認書や申請書の作成が必要である。

住民税均等割・子育て世帯等重点支援給付金事業 福祉課

総　額	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
179,545					179,545

※一般財源（179,545千円）のうち、前年度に収入した地方創生臨時交付金179,545千円

【施策の目的】
エネルギー・食料品価格の物価高騰の影響受け、さまざまな困難に直面した人へ速やかに生活・暮らしの支援を行うため、住民税均等割のみ課税世帯に対し、1世帯あたり10万円、また、均等割のみ課税世帯または非課税世帯のうち子育て世帯に対して、こども加算1人あたり5万円を給付するもの。

【施策の実施】
（支給対象者）
・令和5年度住民税均等割のみ課税世帯または均等割のみ課税者と非課税者で構成される世帯
・上記に該当する世帯または令和5年度住民税非課税世帯で、18歳以下の児童（平成17年4月2日以降生まれ）を扶養している世帯
※ ただし、住民税均等割が課税されている人の扶養親族等のみで構成される世帯は対象外
（支給金額）1世帯につき10万円、こども加算1人あたり5万円
（申請受付期間）　令和6年3月18日～令和6年6月28日
（支給世帯数）・住民税均等割のみ課税世帯　1,311世帯
・こども加算（住民税均等割非課税世帯）　666人
・こども加算（住民税均等割のみ課税世帯）　254人　合計920人

【施策額の内訳】（国庫補助10/10）

給付金	177,100千円	100,000円×1,311世帯、50,000円×920人
事務費	2,445千円	需用費、役務費、委託料
計	179,545千円	

【施策の評価】
①前年度との比較や進捗状況
・地方創生臨時交付金を活用して実施した事業。速やかに給付を開始し、終了することができた。
②課題や施策を進める上での留意点等
・例年類似事業を実施しているが、突発的に発生する事業であり、スケジュール管理や作業工程に注意する必要がある。
・給付を受けるためには、申請手続きが必要であり、周知や申請勧奨に留意していく必要がある。
・新生児分のこども加算について、漏れがないように留意する。
③今後の見直し点や方針等
・令和7年度の給付金事業にノウハウを活用し、適正に事務を実施していく。

非課税・均等割課税世帯等重点支援給付金事業　　福祉課

総　額	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
124,120	95,246				28,874

※一般財源（28,874千円）のうち、前年度に収入した地方創生臨時交付金28,874千円

【施策の目的】
エネルギー・食料品価格の物価高騰の影響受け、さまざまな困難に直面した人へ速やかに生活・暮らしの支援を行うため、住民税所得割が非課税である世帯に対し、1世帯あたり10万円、こども加算1人あたり5万円を給付するもの。

【国庫支出金の内訳】
地方創生臨時交付金　95,246千円

【施策の実施】
（支給対象者）
・令和6年度新たに住民税所得割が課税されていない人のみで構成される世帯
・ 上記に該当する世帯で、18歳以下の児童（平成18年4月2日以降生まれ）を扶養している世帯
※ ただし、令和5年度非課税世帯等への給付金の支給対象世帯及び住民税均等割が課税されている人の扶養親族等のみで構成される世帯は対象外
（支給金額）1世帯につき10万円、こども加算1人あたり5万円
（申請受付期間）　令和6年7月12日～令和6年10月31日
（支給世帯数）・住民税均等割非課税世帯　718世帯
・住民税均等割のみ課税世帯　372世帯　合計1,090世帯
・こども加算（住民税均等割非課税世帯）　161人
・こども加算（住民税均等割のみ課税世帯）　87人　合計248人

【施策額の内訳】（国庫補助10/10）

給付金	121,400千円	100,000円×1,090世帯、50,000円×248人
事務費	2,720千円	需用費、役務費、委託料
計	124,120千円	

【施策の評価】
①前年度との比較や進捗状況
・地方創生臨時交付金を活用して実施した事業。速やかに給付を開始し、終了することができた。
②課題や施策を進める上での留意点等
・例年類似事業を実施しているが、突発的に発生する事業であり、スケジュール管理や作業工程に注意する必要がある。
・給付を受けるためには、申請手続きが必要であり、周知や申請勧奨に留意していく必要がある。
・新生児分のこども加算について、漏れがないように留意する。
③今後の見直し点や方針等
・令和7年度の給付金事業にノウハウを活用し、適正に事務を実施していく。

住民税非課税・子育て世帯重点支援給付金事業　　福祉課

総　額	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
2,028	2,028				

【施策の目的】
エネルギー・食料品価格の物価高騰の影響受け、さまざまな困難に直面した人へ速やかに生活・暮らしの支援を行うため、住民税非課税世帯に対し、1世帯あたり3万円、こども加算1人あたり2万円を給付するもの。

【国庫支出金の内訳】
地方創生臨時交付金　2,028千円

【施策の実施】
（支給対象者）
・令和6年度分の住民税均等割が課税されていない世帯
・ 上記に該当する世帯で、18歳以下の児童（平成18年4月2日以降生まれ）を扶養している世帯
※ ただし、住民税均等割が課税されている人の扶養親族等のみで構成される世帯は対象外
（支給金額）1世帯につき3万円、こども加算1人あたり2万円
（申請受付期間）　令和7年3月10日～令和7年7月31日
（支給世帯数）　0世帯（令和7年4月10日より給付開始）

【施策額の内訳】(国庫補助10/10)

給付金	0千円	
事務費	2,028千円	需用費、役務費、委託料
計	2,028千円	

【施策の評価】
①前年度との比較や進捗状況
・地方創生臨時交付金を活用して実施した事業。プッシュ型給付を活用した給付に向け、速やかに進めることができた。
・今回からオンライン申請、公金口座(マイナンバー)の導入を実施した。
②課題や施策を進める上での留意点等
・例年類似事業を実施しているが、突発的に発生する事業であり、スケジュール管理や作業工程に注意する必要がある。
・給付を受けるためには、プッシュでの給付または申請手続きが必要であり、周知や申請勧奨に留意していく必要がある。
・プッシュ型給付を活用する場合、条件設定等に注意する必要がある。
③今後の見直し点や方針等
・令和7年度の給付金事業にノウハウを活用し、適正に事務を実施していく。
・オンライン申請、公金口座(マイナンバー)の導入については、検証を行い、今後も活用していくか検討する。

（単位：千円）

こども家庭支援センター事業（家庭児童相談）

こども家庭支援課（子育て支援課）

総　額	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
11,473	7,635	1,911			1,927

【施策の目的】

こども家庭支援センターにおいて、要保護児童対策地域協議会を中心に児童虐待への対応を行うとともに、虐待防止に向けてこどもの発達段階や家庭の状況等に応じた家庭児童支援を行う。

【国庫（県）支出金の内訳】

・重層的支援体制整備事業交付金（国）　7,632千円
・重層的支援体制整備事業交付金（県）　1,908千円
・子ども子育て支援事業交付金（国）　3千円
・福岡県子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（県）　3千円

【施策の実施】

・こども家庭支援センターにおける家庭児童相談の体制として家庭相談員2名、保健師1名を配置。
・要保護児童対策地域協議会を中心に児童相談所や学校（SSW）等と連携しながら、児童虐待（ネグレクト等）や要支援・要保護児童、特定妊婦に対する支援を行った。（要支援126人、要保護8人、特定妊婦9人）

家庭児童相談室　相談件数

年度	相談対応件数	児童虐待（子の人数）
R2	2,341	95
R3	2,652	106
R4	3,574	124
R5	3,557	141
R6	2,238	124

要保護児童対策地域協議会の活動内容

代表者会議 1回
実務者会議 3回
個別ケース検討会議 29回
要保護児童対策地域協議会関係者研修会 1回

【施策額の内訳】　（単位：円）

内訳	決算額
報償費　講師謝金	11,600
需用費　消耗品費	100,295
需用費　修繕料	75,614
役務費　通信運搬費	31,491
家庭児童相談員（人件費）	7,310,352
保健師（人件費）	3,943,304
合計	11,472,656

【施策の評価】

・要保護児童対策地域協議会を中心に各種団体と連携を図りながら児童虐待等の早期発見・防止対策に努めた。また、学校（SSW）や保育所等の関係機関との進行管理やこどもの見守り、要支援家庭の定期的な状況把握など継続した支援を行うことにより虐待防止につなげることができている。
・引き続き、こども家庭支援センターにおける妊娠から子育てまでの切れ目ない支援体制を充実することにより、支援が必要な家庭への伴走型支援と児童虐待の早期発見・防止対策に努める。

こども家庭支援センター事業（センター施設整備）

こども家庭支援課（子育て支援課）

総　額	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
15,695	1,333	10,075		1,980	2,307

【施策の目的】

こども家庭支援センターにおいて児童福祉と母子保健の一体化に向けた施設整備を行うことにより、妊娠期から子育て期における母子やその家族への切れ目ない支援を行うための体制整備を行う。

【国庫（県）支出金等の内訳】

・重層的支援体制整備事業交付金（国）　1,333千円
・重層的支援体制整備事業交付金（県）　1,333千円
・母子保健・児童福祉一体的相談支援機関等助成費補助金（県）　8,742千円
・企業版ふるさと納税（その他）　363千円
・まちづくり支援基金（その他）　1 ,617千円

【施策の実施】
・R6.7.1「こども家庭支援センター」の機能充実のため組織改編を行い、健康課の母子保健と子育て支援課の児童福祉を一体化した「こども家庭支援課」を新設。それに伴い事務室改修や相談室増設などの改修工事を実施した。(R6.7.28 おひろめ式)
・こども家庭支援課と保育所・幼稚園課を同一フロアで一体的に配置することによりワンストップの相談支援窓口を設置。
・エントランスに「こども広場“ことこと”」と食生活改善推進会による「しょくいくカフェ」を開設。

【施策額の内訳】

内訳	決算額
需用費 修繕料	655,600
需用費　消耗品費	210,741
工事請負費 施設改修工事	9,058,500
備品購入費	5,769,170
合計	15,694,011

【施策の評価】
・あすてらすに設置した「こども家庭支援センター」を妊娠から出産・子育てまで様々な不安や悩みを抱えた方の相談支援の場所とするため、こどもひろば「ことこと」、キッズベース「こどものもり」、食生活改善推進会による「しょくいくカフェ」などを整備することにより、こどもを連れて気軽に相談に訪れることができる空間づくり(施設整備)を行うことができた。

小郡市こども計画策定事業　　こども家庭支援課(子育て支援課)

総　額	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
3,937	1,275				2,662

【施策の目的】
令和5年4月に「こども基本法」が施行され、全てのこどもが権利を保障され、健やかに成長し、幸福な生活を送ることができる社会(こどもまんなか社会)を目指すこととされた。このことを受け、「小郡市子ども・子育て支援事業計画(第2期)」が令和6年度で期間満了となるため、あらたに「小郡市こども計画」を策定するもの。
計画期間は令和7～11年度の5年間とする。

【国庫支出金の内訳】
・こども政策推進事業費補助金(国)　　1,275千円

【施策の実施】
・こども・子育て会議 (5回開催)
・こどもの生活実態アンケート調査 (小学6年生・中学2年生の児童と保護者 596名/1,200名)
・若者の生活と意識アンケート調査 (市内在住15歳～39歳無作為抽出 223名/800名)
・こども・子育て支援アンケート調査 (未就学児保護者、小学1～5年生保護者 1,862名/4,200名)
・R7.2.2 おごおりこどもトークベース (市内小学4年生～中学2年生、5名参加)
・R7.2.2 おごおりユーストークベース (15歳～39歳の若者、3名参加)
・R7.1.12 二十歳のつどい 20th VOICE (約40の声が集まった)
・R7.3.3～3.16 パブリックコメントの実施 (4名23件)

【施策額の内訳】　(単位:円)

内　訳	金　額	備　考
委員報酬	239,700	4,700円×51名分(会議5回開催)
費用弁償	28,305	委員1名×5回分
計画策定委託料	3,610,200	アンケート調査、報告書作成
講師謝金	58,000	トークベースコーディネーター2回分
合計	3,936,205	

【施策の評価】
・こども基本法(第10条)に定められた「小郡市こども計画」を、こども・子育て関連計画を統合した一体的な計画として策定することができた。また、計画策定段階においてはアンケート調査やパブリックコメントのほか、こども・若者の意見表明の機会を創出することができた。トークベースでは参加人数は少なかったものの当事者の声を直接聴取することができた。

つどいの広場事業　　こども家庭支援課(子育て支援課)

総　額	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
9,396	3,131	3,131			3,134

【施策の目的】
地域コミュニティや関係性が希薄化する中、子育て支援センターでは地域のこどもと保護者の交流や親睦を深めながら、子育て相談や子育て講座等により地域における子育て支援の充実を図ることにより、子育て世帯の孤立化を防止し、保護者の不安感を緩和することを目的とする。

【施策の実施】

・東野校区コミュニティセンター内に子育て支援センター「つどいの広場」を設置。
・親子の孤立化を防ぎ、子育ての不安解消や心身のリフレッシュになるような子育て相談や子育て講座、親子で楽しめるような親子あそびを実施した。また、子育て支援センター通信とHPにより情報発信を行った。
・令和6年12月から、あすてらすのこども広場”ことこと”で出張ひろば「ぽかぽか」を実施した。

①読み聞かせタイム ②ふれあい遊びタイム ③ベビーマッサージ ④子育て相談会 ⑤親子エクササイズ ⑥親子コンサートなどを行った。

月	参加状況		出張ひろば
	利用のべ人数	相談件数	
4月	638	13	
5月	571	16	
6月	776	20	
7月	757	18	
8月	565	14	
9月	755	20	
10月	929	19	
11月	663	20	
12月	546	21	54
1月	615	20	61
2月	601	14	93
3月	821	30	92
R6合計	8,237	225	300
R5合計	6,500	181	

【施策額の内訳】

（単位：円）

内訳	金額
パート会計年度任用職員報酬	7,171,563
職員手当等職員分	1,123,800
共済費 職員共済組合負担金	486,289
共済費 職員共済組合事務費	14,190
講師謝金	49,600
費用弁償	88,759
消耗品費	95,635
食糧費	831
通信運搬費	38,267
委託料	316,582
図書備品購入費	9,640
合　計	9,395,156

【施策の評価】

・令和5年度以降、子育て支援センターの利用や相談の件数は増えており、子育て親子が地域で孤立しないような交流の場や、こどもの発達や育児方法などの相談を受けながら保護者に寄り添った相談支援を行う場となっている。また、子育てに悩みを抱える保護者への相談支援を行うことによって、こどもの特性に応じた適切な発達支援へのつなぎと保護者の不安感の解消につなげている。

こども家庭支援センター事業（利用者支援）

こども家庭支援課（子育て支援課）

総　額	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
64,150	23,898	19,807			20,445

【施策の目的】

こども家庭支援センターにおいてこどもや子育て世帯に関する相談窓口をワンストップで行い、妊娠から子育てまで切れ目ない相談支援体制を構築するとともに、マネジメント会議においてこどもの発達相談や子育て相談に対する適切な支援や療育へのつなぎを行う。また、保護者が安心して子育てができる環境づくりに資するため利用者支援事業の充実を図る。

【施策の実施】

事業	回数	人数
こどもの発達相談	12	36
親子あそび教室（きらきら教室）	47	160
発達巡回相談	94	139

・病児・病後児保育事業利用者数 750人（うち病児保育利用料無償化事業対象者 716人）
・子育て支援センター利用者数
　味坂保育園子育て支援センター　延べ2，848人
　三国が丘保育園子育て支援センター 延べ1，553人
　すばるこども園子育て支援センター　延べ1，598人

【施策額の内訳】

利用者支援専門員の配置（2名）	5,170 千円
こどもの発達相談	184 千円
親子あそび教室（きらきら教室）	3,143 千円
病児・病後児保育事業	25,886 千円
病児保育利用料無償化事業	1,432 千円
発達巡回相談事業（保育所、幼稚園）	4,120 千円
子育て支援センター事業（※つどいの広場事業を除く）	24,215 千円
合計	64,150 千円

【施策の評価】
・こども家庭支援センターにおいて、支援が必要なこどもや子育てに困り感を抱えた保護者が相談支援につながるよう情報の集約化と相談支援体制の充実を図った。こどもの発達相談やケースに対応した情報共有・マネジメント会議により、こどもの発達支援へのつなぎと保護者の困り感の解消を図ることができている。また、様々な利用者支援事業により保護者の孤立感・不安感の解消や保護者負担の軽減を図ることができた。

児童福祉総務費（保育所・幼稚園課一般事務委託） 保育所・幼稚園課

総　額	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
3,955					3,955

【施策の目的】
保育所・幼稚園課業務のノンコア業務の一部を民間に委託し、自治体DXによる業務のICT化に着手し、業務の効率化と市民サービスの一層の向上を図ることを目的とする。

【施策の実施】
・一般事務委託に係る労働者派遣（11月以降の本格実施に向けた市職員からの引継期間）
実施期間9月～10月
・一般事務委託（本格実施）　実施期間11月～3月

【施策額の内訳】
労働者派遣委託(9月～10月)　1,372千円
一般事務委託(11月～3月)　2,583千円

【施策額の評価】
民間事業者にノンコア業務の委託をすることで、市職員がAI-OCRを活用した入所申請書の記載事項の自動読込や、保育所・幼稚園の修繕管理・支払い業務の集約化、保育業務のICT化の推進、勤務管理の簡素化への検討、支払業務のRPAによる自動起票、滞納整理の強化など、コア業務へ注力することができた。

私立保育園運営費 保育所・幼稚園課

総　額	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
1,948,993	963,552	426,167		184,048	375,226

1. 私立保育園運営費補助金　72,753千円
【施策の目的】
私立保育園等の運営を支援し、保育内容の充実を目的とする。

【国庫支出金の内訳】
子ども・子育て支援交付金　2,902千円

【県支出金の内訳】
子ども・子育て支援交付金　2,902千円
保育対策総合支援事業費補助金　8,838千円
教育支援体制整備事業費補助金　137千円

【施策の実施】
小郡市障がい児保育事業補助金及び食物アレルギー児保育事業補助金交付要綱、小郡市保育補助者雇上強化事業補助金交付要綱、小郡市副食の実費徴収に係る補足給付補助金交付要綱に基づき、運営費補助金を交付した。

【施策額の内訳】

園　名	障がい児補助金	保育補助者雇上強化事業	延長保育促進事業補助金（延長保育費）	一時預かり事業補助金	補助合計額
小郡保育園	5,292 千円	1,013 千円	1,112 千円	－	7,417 千円
味坂保育園	19,404 千円	1,907 千円	422 千円	2,825 千円	24,558 千円
松崎保育園	－	2,271 千円	600 千円	－	2,871 千円
城山保育園	7,644 千円	1,374 千円	87 千円	2,038 千円	11,143 千円
小郡中央保育園	3,528 千円	831 千円	462 千円	－	4,821 千円
大原保育園	5,292 千円	－	－	－	5,292 千円
三国が丘保育園	1,096 千円	－	665 千円	－	1,761 千円
みすず保育園	3,528 千円	－	530 千円	－	4,058 千円
すばるこども園	1,764 千円	1,473 千円	300 千円	2,570 千円	6,107 千円
さくら乳児保育園	294 千円	340 千円	－	－	634 千円
のびっこ保育園	1,764 千円	895 千円	65 千円	－	2,724 千円
小規模保育あすみ園	－	－	－	－	0 千円
三井幼稚園	4,197 千円	－	－	－	4,197 千円
合計	53,803 千円	10,104 千円	4,243 千円	7,433 千円	75,583 千円

・教育支援体制整備事業費交付金　　137千円
・実費徴収補足給付事業費補助金　　1,276千円

【施策の評価】
障がい児保育を促進するために私立保育園等の支援を行い、障がい児保育の推進に努めた。また、保育補助者の雇上げを補助することにより、保育士の負担軽減につながった。

2.物価高騰対策にかかる補助金　　15,228千円
【施策の目的】
給食材料費等の物価高騰による保護者の経済的負担を抑制するため、私立保育園等の給食材料費を支援するもの。

【国庫支出金の内訳】
地方創生臨時交付金　　7,614千円

【県支出金の内訳】
福岡県保育所等給食支援費補助金　　7,614千円

【施策の実施】
小郡市私立保育所等給食支援費補助金交付要綱に基づき、物価高騰に係る給食材料費の補助金を交付した。

【施策額の内訳】

園　名	保育所等給食支援費補助金
小郡保育園	1,755 千円
味坂保育園	1,795 千円
松崎保育園	1,227 千円
城山保育園	1,478 千円
小郡中央保育園	2,046 千円
大原保育園	1,386 千円
三国が丘保育園	1,425 千円
みすず保育園	1,267 千円
すばるこども園	1,887 千円
さくら乳児保育園	501 千円
のびっこ保育園	277 千円
小規模保育あすみ園	184 千円
合計	15,228 千円

【施策の評価】
物価高騰対策のために、私立保育園等に対し給食材料費の一部を支援した。これにより、保護者の給食費負担額を物価高騰期前の価格に据え置くことができた。

3. 保育所運営委託費及び施設型給付費　　1,764,041千円
【施策の目的】
乳幼児期の教育・保育の充実及びこどもの健やかな成長を支援することを目的とするもの。

【国庫支出金の内訳】
子どものための教育・保育給付交付金　　892,589千円

【県支出金の内訳】
子どものための教育・保育給付交付金　　382,028千円

【施策の実施】
私立保育園等の教育・保育に要する費用を給付する。

【施策額の内訳】
保育所運営委託費

区分	定員	入所者数(令和7年3月1日現在)	年間給付費
小郡保育園	130人	135人	137,607 千円
味坂保育園	140人	137人	146,770 千円
松崎保育園	80人	93人	122,831 千円
城山保育園	90人	110人	137,826 千円
小郡中央保育園	140人	155人	223,035 千円
大原保育園	90人	106人	144,539 千円
三国が丘保育園	100人	108人	122,139 千円
みすず保育園	90人	96人	121,835 千円
さくら乳児保育園	36人	37人	95,310 千円
のびっこ保育園	40人	24人	49,463 千円
小規模保育あすみ園	12人	14人	43,583 千円
合計	948人	1015人	1,344,938 千円

(受託児童含まない)

保育所運営委託費(市外)

区分	入所者数(令和7年3月1日現在)	年間給付費
市外 12 園	15人	16,767 千円

施設型給付費

区分	入所者数(令和7年3月1日現在)	年間給付費
三井幼稚園	201人	151,321 千円
すばるこども園	142人	167,865 千円
小郡カトリック幼稚園	31人	24,296 千円
市外 18 園	77人	58,854 千円
合計	451人	402,336 千円

【施策の評価】
入所児童数及び園の状況に応じた運営費を給付した。また、保育ニーズの高まりに対応するため、園の運営状況について確認協議すると共に、適切な保育の実施に寄与した。

4. 子育て支援施設等利用給付費　86,742千円
【施策の目的】
幼児教育・保育の無償化制度により、利用者の負担軽減を目的とするもの。

【国庫支出金の内訳】
子育てのための施設等利用給付交付金 60,447千円

【県支出金の内訳】
子育てのための施設等利用給付交付金 24,648千円

【施策の実施】
幼児教育・保育の無償化対象費用を園や保護者に給付した。

【施策額の内訳】

区分	年間給付費
幼稚園(私立の未移行幼稚園のみ)	73,718 千円
認可外保育施設	5,936 千円
預かり保育事業(幼稚園、認定こども園)	7,088 千円
合計	86,742 千円

【施策の評価】
幼児教育・保育に係る保護者の経済的負担を軽減することができた。引き続き園と連携し、対象家庭への丁寧な制度の説明及び周知や支援を行う。

5.令和5年度子どものための教育・保育給付費交付金・負担金・補助金　返還金　4,948千円
6.令和5年度子育てのための施設等利用給付交付金・負担金　返還金　2,119千円
7.令和5年度(令和4年度繰越)保育対策総合支援事業費補助金返還金　3,129千円
8.令和5年度福岡県保育対策総合支援事業費補助金返還金(医療的ケア児)　33千円

私立保育園施設整備補助金　　保育所・幼稚園課

総　額	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
166,753	130,524	13,792		20,712	1,725

1. 就学前教育・保育施設整備交付金　151,236千円

【施策の目的】
待機児童解消のため、私立保育園等改築等に対する補助金を交付する。

【施策の実施】
・味坂保育園
定員増のために園舎の改築・大規模修繕を行うにあたり、2か年にわたり補助金を交付。
総事業費合計:327,894千円
補助割合:令和5年度(70%)、令和6年度(30%)
・のびっこ保育園
定員増のために園舎の建て替えを行うにあたり、2か年にわたり補助金を交付。
総事業費合計:246,246千円
補助割合:令和5年度(30%)、令和6年度(70%)

【施策額の内訳】
・味坂保育園
私立保育園等施設整備事業費補助金　53,220千円
内、国補助金(保育所等整備交付金)　43,398千円
・のびっこ保育園
私立保育園等施設整備事業費補助金　98,016千円
内、国補助金(保育所等整備交付金)　87,126千円

【施策の評価】
・味坂保育園の園舎の改築・大規模修繕を支援。2か年事業を完了した。令和6年11月より新園舎による運営を開始し、保育の定員拡大を行った。(整備前定員120人→整備後定員140人)
・のびっこ保育園の園舎建て替えを支援。2か年事業を完了した。令和6年10月より新園舎において新たに3,4,5才児の保育の定員拡大を行った。(整備前定員19人→整備後定員40人)

2. 小規模保育事業所改修費等支援事業補助金　15,517千円

【施策の目的】
待機児童解消のため、小規模保育園新設に向けた改修工事に対する補助金を交付する。

【施策の実施】
・すばるナーサリー(創設のための施設改修)
総事業費合計:20,690千円

【施策額の内訳】
・すばるナーサリー
小規模保育事業所改修費等支援事業補助金　15,517千円
内、県支出金(保育対策総合支援事業費補助金(間接補助))　13,792千円

【施策の評価】
・すばるナーサリーの新設のための園舎改修を支援。令和7年4月より新園舎において0,1,2才児の保育の定員拡大を行った。(整備前定員0人→整備後定員19人)

三国保育所運営費(トイレ改修工事)　　保育所・幼稚園課

総　額	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
4,102			3,600		502

【施策の目的】
良好な保育環境の確保のために、トイレの改修工事を実施するもの。

【施策の実施】
トイレブース新設1箇所(ブース内に様式トイレ3基新設)
保育室和式便所1基(園児用)の洋式化

【施策額の内訳】
工事請負費　4,102千円

【施策の評価】
三国保育所トイレの改修工事を行い、良好な保育環境を整備することができた。

児童手当・特例給付支給事業

子ども育成課

総　額	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
986,535	734,383	126,004			126,148

【施策の目的】

家庭等における生活の安定と、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、中学生までの児童の養育者に手当を支給する。

【施策の実施】

＜制度改正前＞

対象者：中学校修了前（15歳到達後最初の3月31日）までの子どもを養育している者

	児童手当・特例給付の額
3歳未満	15,000円
3歳以上 小学校修了前	10,000円（第3子以降は15,000円）
中学生	10,000円
特例給付	5,000円

支給月	
	6月（ 2.　3.　4.　5月分）
	10月（ 6.　7.　8.　9月分）

＜制度改正後＞

対象者：高校修了前（18歳到達後最初の3月31日）までの子どもを養育している者

	児童手当・特例給付の額
3歳未満	15,000円（第3子以降は30,000円）
3歳以上 高校生	10,000円（第3子以降は30,000円）

支給月	
	12月（ 10.　11月分）
	2月（ 12.　1月分）

【施策額の内訳】

	児童手当		特例給付	
	延児童数	支給額	延児童数	支給額
６ 月　支 給	24,595人	277,935千円	912人	4,560千円
１０ 月　支 給	23,952人	270,620千円	912人	4,560千円
１２ 月　支 給	15,760人	212,540千円	－	－
２ 月　支 給	16,017人	216,320千円	－	－

【施策の評価】

令和6年度は児童手当の制度改正に伴い、令和6年12月支給（同年10月分）から、所得制限撤廃、支給対象児童を高校生年代まで延長、第3子以降の支給金額の増額等の変更により支給総額が増加した。引き続き、適正な支給に努める。

児童扶養手当支給事業

子ども育成課

総　額	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
215,272	71,707				143,565

【施策の目的】

父母の離婚や父（母）の死亡等によって、父（母）と生計を同じくしていない児童に手当を支給することで、ひとり親世帯等の生活の安定を図り、自立を促進する。

【施策の実施】

対象者：18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障がい児については20歳未満の児童）を、監護している母（父）、又は母（父）に代わってその児童を養育している者

支給月：奇数月（年6回）

手当の月額（所得制限あり）：

	（令和6年4月～10月）			（令和6年11月～）	
	児童1人	加　算　額		児童1人	加　算　額
		第2子	第3子 以降		第2子以降
全部支給	45,500円	10,750円	6,450円	45,500円	10,750円
一部支給	10,740円から 45,490円	5,380円から 10,740円	3,230円から 6,440円	10,740円から 45,490円	5,380円から 10,740円

【施策額の内訳】

区　　分	延支給者数	支　給　額	
全部支給(児童1人)	2,536人	115,095,600円	
一部支給(児童1人)	2,336人	69,349,820円	
第2子加算	2,197人	21,318,330円	
第3子以降加算	751人	5,643,110円	
13条	120人	3,865,130円	※年金受給者など
計		215,271,990円	

【施策の評価】

児童扶養手当の受給者は、年々増加傾向となっている。ひとり親家庭等の経済的な支援の根幹をなす制度で、児童扶養手当法に基づいた給付を行っており、今後も継続して事業を実施する必要がある。

令和6年11月分から制度改正により、受給者の所得制限限度額および第3子以降加算が第2子加算と同等に引き上げられた。また、令和7年4月分からは物価上昇に伴い、支給額が増額された。引き続き、適正な支給に努める。

放課後児童健全育成事業　　子ども育成課

総　額	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
114,408	36,764	37,193			40,451

【施策の目的】

放課後児童クラブ(学童保育所)を設置運営し、就労等により保護者が日中家庭にいない小学生に、放課後に適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全な育成を図る。

【施策の実施】

NPO法人学童保育おごおり(小郡市学童保育所連合会)に運営を委託。(公設民営)

【施策額の内訳】

＜放課後児童健全育成事業＞

学童保育所名	教室数	入所児童数(通年利用)	入所児童数(長期のみ)	委託金額	賃貸借料
三国校区学童保育所	4(1)	169 人	30 人	16,904 千円	3,993 千円
大原校区学童保育所	2	83 人	7 人	9,835 千円	0 千円
小郡校区学童保育所	4(1)	159 人	38 人	17,500 千円	6,088 千円
東野校区学童保育所	2	54 人	21 人	8,993 千円	2,250 千円
味坂校区学童保育所	1	13 人	3 人	4,235 千円	2,057 千円
のぞみが丘校区学童保育所	3(1)	116 人	41 人	13,337 千円	0 千円
立石校区学童保育所	1	35 人	5 人	5,450 千円	858 千円
御原校区学童保育所	2	74 人	17 人	9,618 千円	4,755 千円
合　　計	19(3)	703 人	162 人	85,872 千円	20,001 千円

※教室数の(　)は、長期のみ保育のクラス数

委託料(長期休業期間児童受入)	1,520千円
委託料(育成支援体制強化事業)	2,057千円
消防用設備等点検業務委託料	159千円
令和5年度福岡県放課後児童健全育成事業費補助金返還金	3,550千円

＜施設整備事業＞

消耗品費(小郡校区第2学童保育所消火器買替)	8千円
修繕料(立石校区学童保育所空調機緊急修繕)	160千円
修繕料(味坂校区学童保育所トイレ緊急修繕)	41千円
修繕料(味坂校区学童保育所漏水緊急修繕)	51千円

＜利用料減免事業＞

学童保育所利用料助成金(延べ人数429人)	858千円
令和5年度福岡県放課後児童クラブ利用料減免事業費補助金返還金	131千円

【施策の評価】

全学童保育所において通年保育に加え、長期休暇のみ保育を導入し、利用者のニーズに応えることができた。一方で、特定の校区において待機児童が発生したため、今後は利用者数の推移を見ながら施設・人員体制の確保に努め、入所を希望するすべての児童を受け入れる体制の整備を図っていきたい。

放課後児童クラブ施設整備事業　　子ども育成課

総　額	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
137,134	61,113	26,175	38,200	10,064	1,582

【施策の目的】

老朽化している三国校区学童保育所及び大原校区学童保育所の保育環境の改善のため、改修工事及び新築工事を行う。また、のぞみが丘校区学童保育所の空調機を更新し、保育環境の改善を図る。

【施策の実施】

三国校区学童保育所改修工事（外壁改修、屋根改修、内装改修、電気設備改修、機械設備改修）
大原校区学童保育所新築工事（鉄骨造平屋建、A=253㎡）
のぞみが丘校区学童保育所空調機更新（第1学童保育所、第2学童保育所）

【施策の内訳】

手数料（大原校区学童保育所新築工事に伴う完了検査）	40千円
手数料（三国校区学童保育所上水道接続工事に伴う設計審査・竣工検査手数料）	4千円
設計監理業務委託料（大原校区学童保育所新築工事に伴う監理業務）	1,961千円
移設業務委託料（三国校区学童保育所改修工事に伴う引越運搬業務委託）	352千円
工事請負費（大原校区学童保育所新築工事）	90,222千円
工事請負費（三国校区学童保育所改修工事）	40,865千円
備品購入費（座卓、ランドセルロッカー、テレビ等購入）	1,765千円
備品購入費（のぞみが丘校区学童保育所空調機更新）	1,925千円

【施策の評価】

施設が老朽化していた大原校区学童保育所、三国校区学童保育所の施設を新築・改修することで学童保育所の環境改善を図ることができた。また、のぞみが丘校区学童保育所の空調機を更新し、環境改善につながった。

工事期間中の保育は、学校施設を借用することで、保育を中断することなく実施することができた。

今後の施設整備は、建物の老朽化とともに利用者数の把握に努め、過剰な施設整備とならないように注意しながら取り組みを進めていく。

子ども医療費助成事業　　子ども育成課

総　額	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
202,816		102,516		1,800	98,500

【施策の目的】

乳幼児から中学生までの医療費を公費で負担することにより、子育て世帯の経済的負担の軽減と福祉の向上を図ることを目的とする。

【施策の実施】

対象者	通院	入院	所得制限	自己負担	
				通　院	入　院
3歳未満	対象	対象	なし	自己負担なし	
3歳～就学前				800円／月	自己負担なし
小学生				1,200円／月	500円／日（月7日限度）
中学生				1,600円／月	500円／日（月7日限度）

【施策額の内訳】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受給者数（3月末）		8,251人	8,148人	8,112人	7,968人
施策額		155,508,456円	165,174,225円	204,830,932円	202,815,921円
（財源）	県費	77,918,384円	74,516,000円	96,958,553円	102,516,389円
	高額療養費	869,682円	1,139,916円	3,236,629円	1,799,786円
	一般財源	76,720,390円	89,518,309円	104,635,750円	98,499,746円

【施策の評価】

令和6年度は、受給者数の減少により施策額が減少した。

子どもに係る医療費を助成することは、保護者の経済的負担を軽減し、また、助成による医療を受けることで、疾病の早期発見、早期治療によって健康が保持され、子どもの健やかな育成につながっている。

ひとり親家庭等医療費助成事業

子ども育成課

総　額	財　源　内　訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
39,252		18,508		2,004	18,740

【施策の目的】

母子家庭の母子、父子家庭の父子及び父母のいない児童に係る医療費を公費で負担することにより、対象者の経済的負担の軽減と福祉の向上を図ることを目的とする。

【施策の実施】

自己負担	
通　院	入　院
800円／月	500円／日（月7日限度）

【施策額の内訳】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受給者数		1,184人	1,142人	1,121人	1,155人
（内訳）	母子	1,114人	1,084人	1,075人	1,096人
	父子	65人	58人	46人	58人
	その他	5人	0人	0人	1人
施策額		34,568,764 円	35,607,210 円	36,883,671 円	39,252,418 円
（財源）	県費	16,332,707 円	12,831,017 円	20,752,210 円	18,508,371 円
	高額療養費	2,951,412 円	1,491,315 円	4,266,549 円	2,003,642 円
	一般財源	15,284,645 円	21,284,878 円	11,864,912 円	18,740,405 円

【施策の評価】

令和6年度の診療報酬引き上げ改定や受給者の増加により施策額は増加している。
対象者の収入状況は、医療費の支出があると家計に影響を与える恐れのある所得層であるため、医療費の助成により、対象者の経済的負担の軽減につながっている。また、病気になった時に安心して医療を受けられ、健康の保持及び生活の安定が図られている。

（単位：千円）

地域福祉ネットワーク事業					福祉課
総　額	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
18,703	9,352	3,642			5,709

小郡市社会福祉協議会に委託して実施。

(1)生活困窮者支援等のための地域づくり事業

【施策の目的】

地域におけるつながりの中で、地域生活課題を把握、居場所の確保、解決を試みることができる環境の整備

【施策の実施】

①自治会(区)「ふれあいネットワーク」への助成

自治会(区)ごとに推進する高齢者や支援が必要な対象者への見守り、訪問、サロン活動に対する助成を行った。

助成区数　59区　　参加者延人数　22,411名

②その他

《福祉レクリエーションボランティア講座》

ふれあいネットワークのサロン活動等で活躍するボランティア養成のための講座を行った。

10回実施　　参加者延人数　275名

《ふれあいネットワーク研修会》

区長、民生委員児童委員等へ研修を通してふれあいネットワークの重要性を改めて確認し、地域福祉活動を行ってもらうために、関係機関が連携し研修会を実施した。

8月20日開催　参加者人数　82名

《脳トレ冊子「宝満ノート」の作成》

サロンや見守り訪問時に活用できる、自宅でできる脳トレ冊子「宝満ノート」を作成し、配布。

配付部数　5,000部

(2)多機関協働等事業

【施策の目的】

地域住民の生活課題を包括的に受け止めるための分野を超えた連携による相談体制の構築

【施策の実施】

①相談支援包括化推進員の配置

相談支援包括化推進員(社協正規職員が兼務)を2名配置し、福祉なんでも相談や関係機関に寄せられた相談等から、地域住民の困りごとの把握を行い、必要に応じて関係機関に支援をつないだ。

また、生活困窮者自立相談支援事業における支援調整会議、包括支援センター連絡会、市福祉課会議に参加し、関係機関と連携を図った。

②地域福祉コーディネーターの配置

地域福祉活動を展開するため、地域福祉コーディネーター(非常勤)を1名配置し、「ふれあいネットワーク活動」の推進のため、市推進委員会、校区推進委員会、各行政区推進委員会の開催など、活動の支援を実施。

市推進委員会　1回　　校区推進委員会　42回

③相談事業

・福祉なんでも相談(市民からの相談を断らずに受け止める場)

特定の開催日は設けず随時、電話や窓口、ホームページからの相談に対応

相談件数　111件

・弁護士相談

第2・第4木曜日　21回　　相談件数　140件

④支援会議、連絡会

既存の会議を活用し、分野を横断した包括的な相談体制の構築に向けた取り組みの周知及び意見交換を行った。

包括支援センター連絡会　6回　　自立支援協議会　11回　　関係機関会議　3回

【施策額の内訳】

内　訳	金額
生活困窮者支援等のための地域づくり事業委託料	4,136　千円
多機関協働事業等委託料	14,567　千円
合　　計	18,703　千円

【施策の評価】
①前年度との比較や進捗状況
・自治会（区）への「ふれあいネットワーク」への助成について、1区増加した。
・社会福祉協議会において、福祉なんでも相談、弁護士相談を実施し、相談件数が増加した。また新たに、行政書士による相談会を実施した。
②課題や施策を進める上での留意点等
・多機関協働事業において、包括的な支援体制の構築に向けて、関係部署・関係機関と連携を促進し、本市の実情に合った体制の構築を進める必要がある。
③今後の見直し点や方針等
・ふれあいネットワーク活動については、引き続き、地域の居場所づくりや見守り活動を推進し、市全体での活動を目指す。
・包括的な支援体制整備に向けて、関係部署・関係機関の連携、協力体制の更なる充実を図り、つながり、支え合う仕組みを推進していく。

生活困窮者自立促進支援事業 福祉課

総　額	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
19,808	14,378				5,430

【施策の目的】
複合的な問題を抱える生活困窮者が増加する中で、早期に支援を行い自立の促進を図るため、就労の支援その他自立の支援に関する相談等を実施するとともに、家計の見直しが必要な場合は、家計表やプランを作成し生活の立て直しを支援する家計改善支援事業、居住する住宅を確保するための給付金支給事業等について、生活困窮者自立支援法に基づき行うもの。

【施策の実施】
・自立相談支援事業：新規相談件数112件、新規支援プラン作成件数44件　、支援プラン終結件数19件
・家計改善支援事業：新規相談件数47件、継続相談152件、支援プラン作成件数54件、支援プラン終結件数22件
・就労準備支援事業：新規相談件数3件、支援プラン作成件数1件
・アウトリーチ支援事業：新規支援件数1件
・住居確保給付金：2名

【国庫支出金の内訳】
・自立相談支援事業、事務費：重層的支援体制整備事業交付金(3/4)
・家計改善支援事業、就労準備支援事業：生活困窮者就労準備支援事業費等補助金(2/3)
・住居確保給付金：生活困窮者自立支援費等負担金(3/4)

【施策額の内訳】

内　訳	金額	備考
自立相談支援事業委託料	13,910 千円	社会福祉協議会へ委託
家計改善支援事業委託料	3,729 千円	社会福祉法人グリーンコープへ委託
就労準備支援事業等委託料 ※アウトリーチ支援事業含む	1,988 千円	社会福祉法人グリーンコープへ委託
住居確保給付金	128 千円	2名への給付
事務費	53 千円	消耗品など
合　　計	19,808 千円	

【施策の評価】
①前年度との比較や進捗状況
・令和6年度より就労準備支援事業及びアウトリーチ支援事業を新たに開始（外部委託）した。
・住居確保給付金の利用者数は減少したが、具体の支援を図る自立相談支援事業や家計改善支援事業におけるプラン作成件数は増加した。
②課題や施策を進める上での留意点等
社会福祉協議会と連携しながら、生活困窮者からの相談に応じ、個々人の状態にあったプランを作成し必要な支援の提供につなげること。また、新たに開始した就労準備支援事業及びアウトリーチ支援事業について広く周知を図る必要がある。
③今後の見直し点や方針等
ハローワークとの連携による就労支援の強化等をはじめ、各種相談支援機関との連携を密に取りながら各事業を活用し、生活困窮者支援の促進を図る。

生活保護費支給事業(生活保護扶助費)　　福祉課

総　額	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
677,267	507,950	19,834		3,027	146,456

【施策の目的】

生活に困窮する住民に対し、その困窮の程度に応じて、必要な保護を行い最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する。

【施策の実施】(令和6年度末)

被保護世帯数　319世帯(CW1人当たり約106世帯)　被保護人員数　423人　保護率 7.1‰

相談世帯		延べ142世帯 (実111世帯)
申請世帯		69世帯
	開始世帯	52世帯
	却下世帯	7世帯
	取下世帯	4世帯
相談により、他法他施策の活用ができるなどし、申請は行わなかった世帯		42世帯

※「申請世帯」と「開始・却下・取下世帯」の合計の違いは、年度をまたいだ処理によるもの

廃止世帯		31世帯
	死亡	5世帯
	働きによる収入増	4世帯
	社会保障給付金の増	1世帯
	上記以外の収入増	0世帯
	施設入所	2世帯
	親類縁者等の引取り	1世帯
	医療費の他法負担	1世帯
	転出	12世帯
	その他	5世帯

【施策額の内訳】(国庫3/4、一部ケースのみ県費1/4)

生活扶助費	167,366 千円	医療扶助費	412,154 千円
住宅扶助費	75,505 千円	介護扶助費	9,235 千円
教育扶助費	3,778 千円	その他扶助費	4,122 千円
施設事務費	5,107 千円	計	677,267 千円

【施策の評価】

①前年度との比較や進捗状況

前年度は被保護世帯数301世帯、被保護人員数411人、保護率6.9‰、相談世帯延べ169世帯(実120世帯)、申請世帯51世帯、廃止世帯46世帯。世帯数及び保護人員ともに、増加している。

②課題や施策を進める上での留意点等

複雑化する生活保護世帯の抱える問題について、他機関との連携を強化しながら支援をすすめる。

③今後の見直し点や方針等

引き続き、被保護者の状況を把握しながら適正な保護の実施に努める。また、ケースワーカー1人あたりの保護世帯数が多い状態が続いているため、負担軽減について組織的に取り組む。